

様式第二十二（第五十八条第五項関係）

要措置区域台帳

宇都宮市

整理番号	整-05-3	指定年月日・指定番号	令和6年2月9日・要-5号	所在地	栃木県宇都宮市峰4丁目2830-31の一部	
調製・訂正年月日	令和6年2月9日調製					
要措置区域の概況	事業場跡地				面積	53.1m <sup>2</sup>
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）				有・無		
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置および特定有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	令和6年1月11日	テトラクロロエチレン	<del>含有量基準</del> ・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社環境公害分析センター	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出（着手）時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

## 1.6 調査対象地

調査対象地の位置を以下に示す。



 : 調査対象地

(「地理院地図 電子国土 Web」出典)

図 1-2 調査対象地

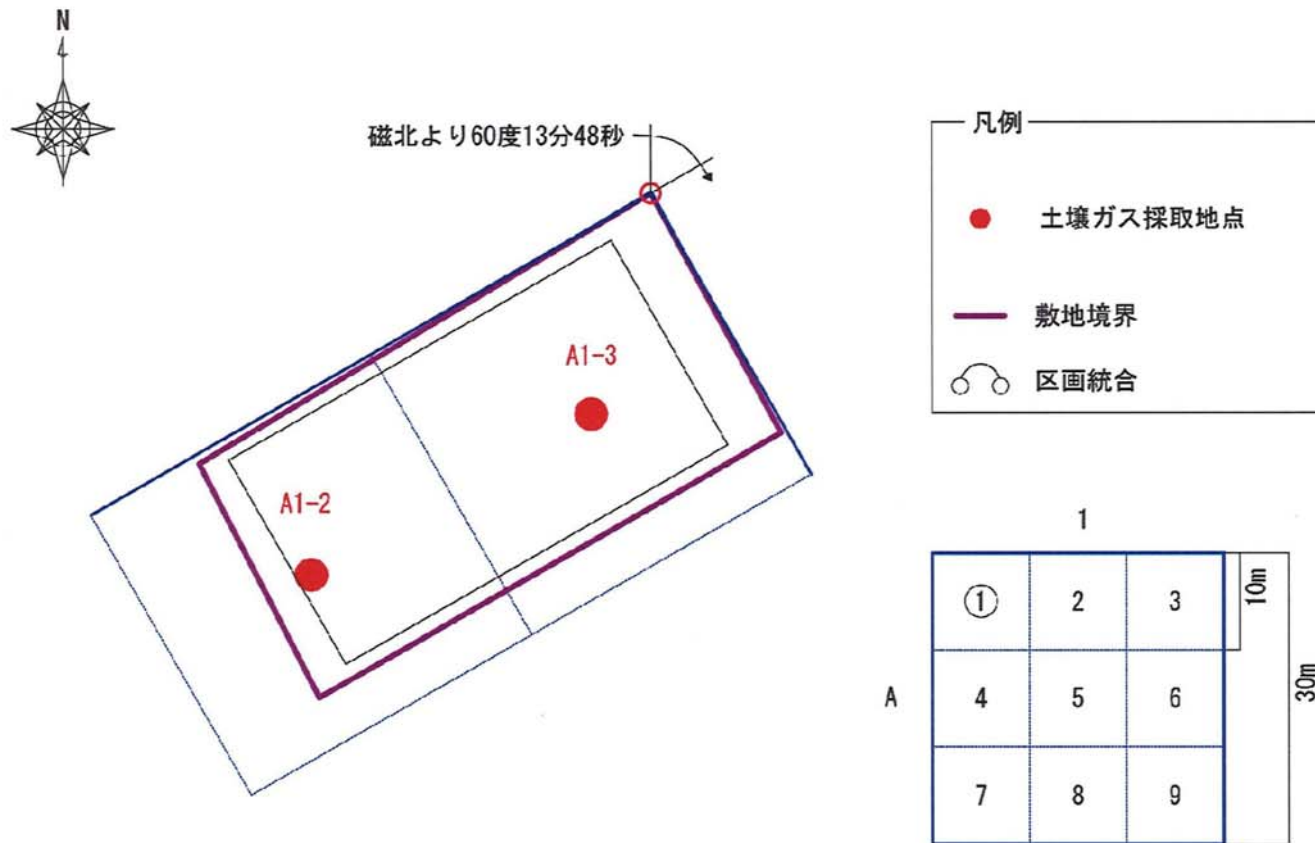
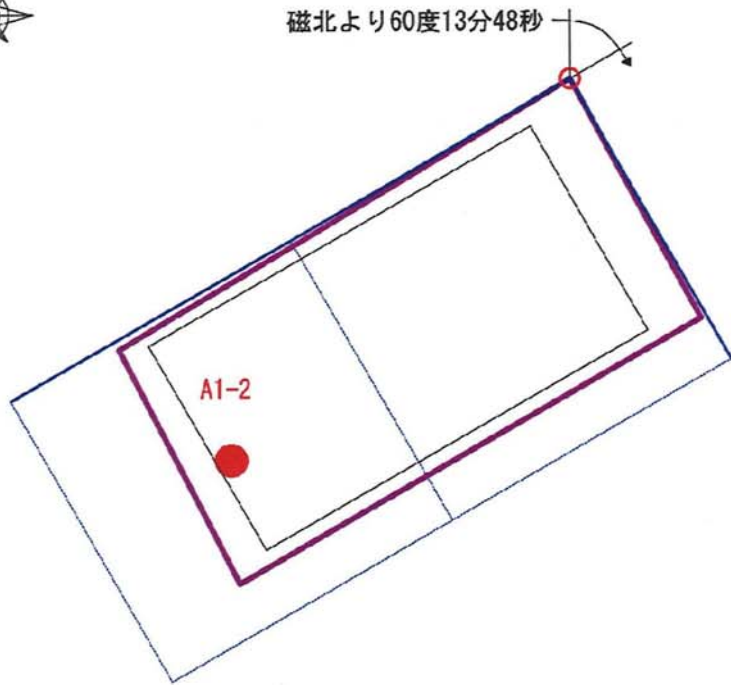


図 2-2 採取地点図 (土壌ガス)



磁北より60度13分48秒



凡例

- ボーリング採取地点
- 敷地境界
- ⌒ 区画統合

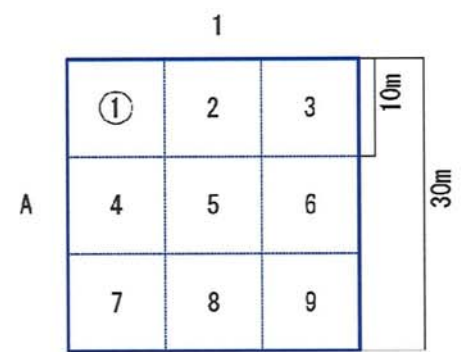


図 2-3 採取地点図 (ボーリング)



表 4-1 土壌ガス分析結果

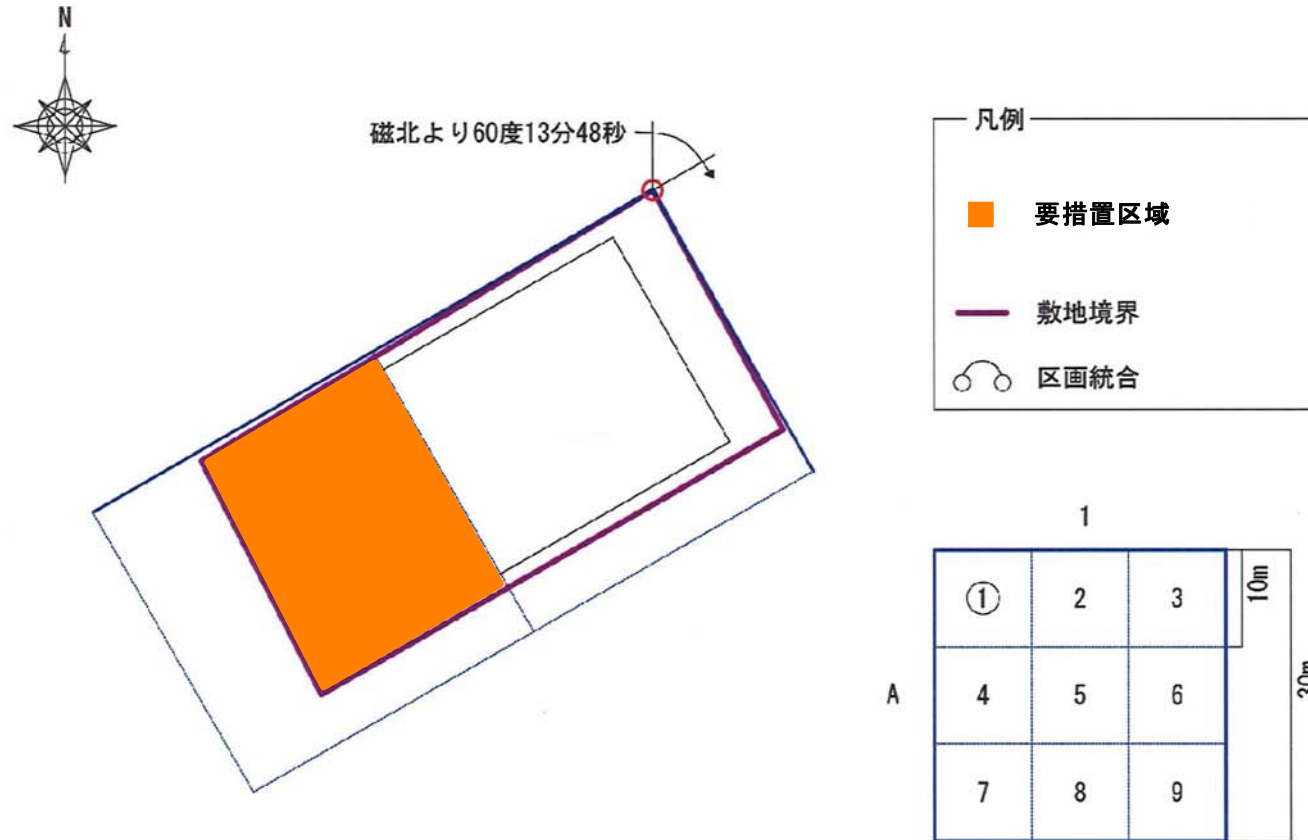
分析項目	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン			テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
			(シス体)	(トランス体)	合算値		
定量下限値	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
試料名	分析結果						
A1-2	ND	ND	ND	ND	ND	1.3	ND
A1-3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

表 4-2 土壌試料分析結果

計量の対象	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
基準値	0.002	0.1	0.04	0.01	0.01
定量下限値	0.0002	0.002	0.004	0.001	0.001
試料名	測定結果				
A1-2 0.05m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.24	0.001未満
A1-2 0.5m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	3.2	0.001
A1-2 1.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.20	0.001未満
A1-2 2.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.098	0.001未満
A1-2 3.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.029	0.001未満
A1-2 4.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.18	0.001未満
A1-2 5.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.002	0.001未満
A1-2 6.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.001未満	0.001未満
A1-2 7.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.001	0.001未満
A1-2 8.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.001未満	0.001未満
A1-2 9.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.001未満	0.001未満
A1-2 10.0m	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.001未満	0.001未満
A1-2 地下水	0.0002未満	0.002未満	0.004未満	0.011	0.001未満

試料採取日 令和5年12月7日~8日

汚染除去等の措置の実施場所及び施工方法を明らかにした図面



※法第七条第一項第一号の環境省令で定める汚染の除去等の措置 別表第六（第三十六条関係）上欄 二の中欄に掲げる指示措置と同等以上の効果を有すると認められる基準不適合土壌を当該土地から取り除き，又は基準不適合土壌の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壌汚染の除去」という。）により措置を実施する。